

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和2年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 元 平	和 元 均	元 11 月 分	元 12 月 分
(製造業)											
電気機械器具製造業		43		4.8	32	256	337	350	362		
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	44	発電機・電動機・その他の回転電気機械、変圧器類（電子機器用を除く）、電力開閉装置、配電盤・電力制御装置及び配線器具・配線附属品の製造を行うもの	6.3	35	382	350	396	404		
	電気計測器製造業	45	電気計測器、工業計器及び医療用計測器の製造を行うもの	3.8	19	163	250	259	267		
	その他の電気機械器具製造業	46	電気機械器具製造業のうち、44及び45に該当するもの以外のもの	4.6	39	249	381	380	397		
情報通信機械器具製造業		47	通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具並びに電子計算機及び附属装置の製造を行うもの	4.0	23	227	230	261	277		
輸送用機械器具製造業		48		7.8	42	420	258	277	283		
	自動車・同附属品製造業	49	自動車（二輪自動車を含む）、自動車車体・附属車及び自動車部分品・附属品の製造を行うもの	8.7	45	449	257	278	284		
	その他の輸送用機械器具製造業	50	輸送用機械器具製造業のうち、49に該当するもの以外のもの	3.3	24	279	264	273	276		
その他の製造業		51	製造業のうち、11から50に該当するもの以外のもの	7.3	35	329	408	440	451		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和2年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和元年分のものと異なる業種目などについては、令和元年11月分及び12月分の金額は、令和元年分の評価に適用する令和元年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和元年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和2年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和2年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				2 年											
				1 月 分											
(製造業)															
電気機械器具製造業		43	371 376	354 373	286 367	300 360									
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		44	398 367	375 366	312 362	314 359									
電気計測器製造業		45	292 249	297 251	242 252	258 252									
その他の電気機械器具製造業		46	405 454	377 447	299 437	317 425									
情報通信機械器具製造業		47	287 239	267 239	210 237	223 235									
輸送用機械器具製造業		48	278 285	262 282	212 277	205 271									
自動車・同附属品製造業		49	279 288	262 284	210 278	201 272									
その他の輸送用機械器具製造業		50	277 272	265 271	221 269	222 267									
その他の製造業		51	452 428	434 426	353 421	360 417									